

**納税者権利憲章（仮称）、国税不服審判制度、共通番号制度、  
公平で信頼される効率的な税務行政についての意見**

日本労働組合総連合会  
総合政策局長 小島 茂

はじめに

- ・国民の多くは、税は”とられるもの”と受けとめている。国・地方の行政サービスや地方自治を支えるコストを国民一人ひとりが出し合うという意味での”納めるもの”への意識転換が必要である。特に、少子化を反転させ、高齢社会を支え合わなければならない時代を迎え、税に対するこれまでの意識を払拭することは極めて重要な喫緊の課題である。
- ・そのためには、一人ひとりが納税者としての権利と義務を理解することが不可欠である。また、国や地方は、税の仕組みや用途等の情報を広くわかりやすく開示し、納税者が政治参加を通じ意見を言える仕組みをつくらなければならない。
- ・納税者権利憲章（仮称）、国税不服審判制度、共通番号制度、公平で効率的な税務行政は、いずれも上記課題と深く関係する問題であり、早急に改革をはかるべきである。

1. 納税者権利憲章（仮称）の制定について

○納税者の目線から、納税者の権利と義務をわかりやすく明示した「納税者権利憲章（仮称）」をつくるべき。

- ・国税通則法第1条には、「・・・国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする」と書かれている。政府が、納税者主権の確立の旗を掲げ、「納税者権利憲章（仮称）」を制定しようとしていることは大いに理解できる。連合は、「多くのサラリーマンは、申告納税の権利を与えられず、そもそも納税者といえるのか」という点に最大の問題意識を持っている。
- ・「納税者権利憲章（仮称）」は、OECD ガイダンスの権利と義務を踏まえるとともに、①個々人の申告にもとづき納税する権利（サラリーマンの申告納税選択制の導入）、②不服申し立ての権利（2との関連）、③納税に関する必要な情報開示の徹底、④納税者のプライバシー保護を要請する権利、⑤税務通達の法律化、⑥租税教育の充実を含むべきである。

## 2. 国税不服審判制度等の改革について

○異議申立てと審査請求の仕組みは基本的に機能していると考えるが、より迅速な制度とし、手続の客観性・公正さを高め、納税者が使いやすいものとするべき。

- ・そのためには、①前置主義を改め納税者の選択制とすること、②納税者からの申立期間の延長と審理期間の短縮、③審判官の中立性と専門性の確保、④納税者に過度な負担をかけない審理等の工夫などの改革が必要である。

### 【具体的な法改正や運用見直しの方向性】

①前置主義の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査請求を経ずに裁判所に直接訴訟できるようにする。</li> <li>・すべての納税者が、再調査請求するか、直接審査請求するか選択できるようにする。</li> </ul>
②迅速性の向上等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準審理期間を定め、2ヵ月程度で審判結果を出すよう努める。</li> <li>・不服申立期間を延長する。</li> <li>・申立件数・期間などに見合った体制の整備</li> </ul>
③審判官の中立・専門性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主席国税審判官以上を国会同意人事とする。</li> <li>・外部人材を積極的に登用する。</li> <li>・財務省・国税庁との人事ローテーションを見直す。</li> </ul> <p>※当面の現実的な対応として提起。長期的には、国税審判官を独自に採用・育成することも考えられる。</p>
④審理の工夫等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証拠書類の謄写をできるようにする。</li> <li>・審判官等が行った調査結果を納税者と原処分庁に開示する。</li> <li>・争点整理などにあたって、納税者の理解と納得をえられるよう丁寧な対応をする。</li> </ul>

- ・一般法である行政不服審査法とのバランスについても考慮する必要がある。さらに、税制との関連では、地方税の不服審査体制の整備も課題である。
- ・納税者と課税庁の更正期間をあわせるべき。

## 3. 社会保障・税共通の番号制度の導入について

○社会保障・税共通の番号制度を早急に導入すべき。

- ・そのためには、なぜ共通番号が必要なのか、国民にわかりやすい発信をしていくべき。適正な社会保障給付や給付つき税額控除の導入とセットで課題提起をしていく方がよいのではないか。また、共通番号の対象とする範囲を絞りこみ、シンプルな仕組みでスタートさせるべきではないか。
- ・国民などの共通番号に対する最大の不安は、プライバシーと個人情報漏洩の問題で

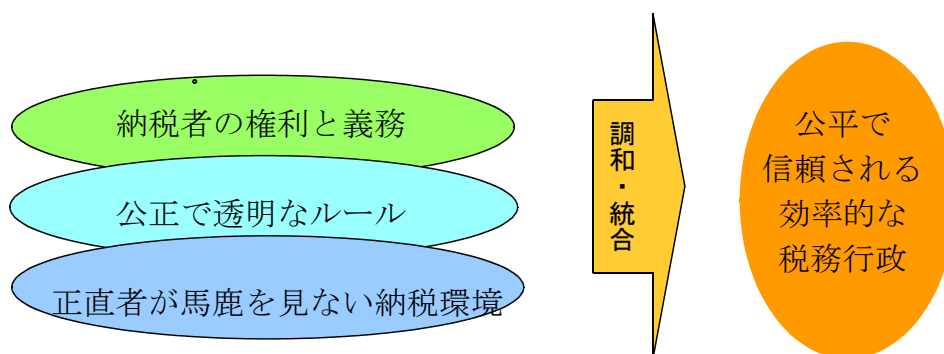
- ある。一元的に情報を持たない仕組みとし、罰則等を強化する必要がある。
- ・法人を対象とする番号導入の議論もすべき。

#### 4. 公平で信頼される効率的な税務行政について

○まじめに働き納税する多くの善良な納税者の立場に立った税務行政であるべき。

そのためには、少なくとも以下の点を改善すべき。

- ・税務通達については極力法制化し、通達行政の不透明性を是正すべき。
- ・租特透明化法にもとづく情報公開を着実に実施すべき。
- ・申告納税の環境整備をはかり、クロヨン問題を解消すべき（記帳および総収入申告義務の強化、違反者に対する罰則強化など）。
- ・税務調査は、実践的でできるだけ透明な手続きで行うべきである。納税者の権利を守ったうえで、結果的に多くの善良な納税者が納得できる税務行政に資することが重要である。
- ・税務執行体制の適正化をはかるため、e-Taxの一層の普及などによる徴税業務の効率化をはかりつつ、必要な税務職員の員数を確保し、その専門能力を高めるべき。
- ・子供のころからの租税教育や税務署の怖そうなイメージを変えるPR活動などを通じ、納税者に身近な税務行政に近づける努力をすべき。



以上